

ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領

(概要)

第1条 ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

(ICT施工技術の具体的内容)

第2条 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

- ① 3次元起工測量
起工測量(深淺測量)において、3次元測量データを取得するため「マルチビーム測深システム(以下、「マルチビーム」という)」により、測量を行う。
- ② 3次元数量計算
①により得られた測量結果を用いて、数量計算を行う。
- ③ ICTを活用した施工
①により得られた3次元データを用いて、ICTを活用した施工を行う。
- ④ 3次元出来形測量
浚渫工が完了した後、「マルチビームを用いた深淺測量(出来形測量)」を行い、出来形確認を行う。
- ⑤ 3次元データの納品
④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(各要領等)

第3条 当該工事は、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

- ① マルチビームを用いた深淺測量マニュアル(浚渫工編)(国土交通省港湾局)
- ② 3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)(国土交通省港湾局)
- ③ 3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)(国土交通省港湾局)
- ④ 3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)(国土交通省港湾局)

(対象工事)

第4条 対象工事は、以下の工種を含む全ての発注工事とする。

- ・ポンプ浚渫工

- ・グラブ浚渫工
- ・硬土盤浚渫工
- ・岩盤浚渫工
- ・バックホウ浚渫工

(ICT 活用工事の発注方法)

第5条 ICT 活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。

(1)発注者指定型

第4条の対象工事であり、発注者が ICT を活用すると定めたもの。

※発注者指定型による場合は工事名の末尾に「(ICT 指定)」と明示すること。

※発注者指定型による場合は特記仕様書に発注者指定型であることを明示すること。

(2)受注者希望型

第4条の対象工事全て。

請負者が ICT 活用工事の実施を希望する場合、あらかじめ監督員と協議を行う。

監督員は、協議を受理・指示する。

(発注方法毎における ICT 施工技術の取り扱い)

第6条 受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。

また、発注者指定型については、当初から発注者が指定した施工技術以外についても、請負者からの申出があれば実施できるものとする。

(ICT 活用工事実施の推進のための措置)

第7条 ICT 活用施工を実施した場合、専任監督員の評価項目である、「創意工夫」において評価するものとする。評価に当たっては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。

- (1)3次元起工測量
- (2)3次元数量計算
- (3)ICTを活用した施工
- (4)3次元出来形測量
- (5)3次元データの納品

(費用計上)

第8条 ICT浚渫工を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。

なお、ICT浚渫工を実施するためには個々の技術に適合した3次元データが必要であるが、必要な3次元データを発注者が提供できない場合は、請負者が2次元設計データを3次元

に変換し活用することとする。その際、設計データの 3 次元化にかかる費用は発注者が負担する。

(1) 発注者指定型

発注者の指定によりICT浚渫工を実施する場合は、「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)(国土交通省)」により必要な経費を計上する。

(2) 受注者希望型

請負者からの協議により ICT 浚渫工を実施する場合は、設計変更の対象とし、「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)(国土交通省)」により、必要な経費を計上する。

(施工管理、監督・検査)

第9条 ICT活用工事を実施した場合の、施工管理、監督・検査は、県又は国土交通省が定めたICT活用工事に関する基準により行うものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものとする。

(特記仕様書)

第10条 発注者指定型では、必ず「特記仕様書 追加記載事項」を参照し必要事項を追加すること。

(その他)

第11条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

<特記仕様書追加記載事項>

(発注者指定型記載例)

第〇条 ICT浚渫工

1. 本工事は、建設プロセスにおいて「ICTの全面的な活用 (ICT浚渫工)」の推進を図る対象の工事である。対象工種及び施工数量は以下のとおりとする。

対象工種及び施工数量＝例 グラブ浚渫工 V=8,000m³ A=10,000m²

2. 以下の施工プロセス段階において、ICTの活用を行うこと。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

3. ICTの活用には、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

(1) 出来形管理について

3次元データを用いた出来型管理要領 (浚渫工編) (国土交通省港湾局)

(2) 数量算出について

3次元データを用いた港湾工事数量算出要領 (浚渫工編) (国土交通省港湾局)

(3) 深浅測量について

マルチビームを用いた深浅測量マニュアル (浚渫工編) (国土交通省港湾局)

4. 「ICTの全面的な活用 (ICT浚渫工)」の推進を図るため「ICT活用工事積算要領 (浚渫工編) (国土交通省)」に基づき、測量業務価格 (3次元起工測量、3次元出来形測量の費用) 必要な費用を計上している。

なお、ICT浚渫工を実施するための3次元データについて、請負者が2次元設計データを3次元に変換し活用した場合は、3次元化にかかる費用を実費で精算するため、請負者は精算に必要な資料を監督員へ提出すること。

5. 本特記仕様書に疑義が生じた場合、または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。